

議 事 録

会議の名称	令和５年度 第３回 岩倉市障害者計画推進委員会
開催日時	令和６年２月１９日午後１時３０分から午後２時４５分まで
開催場所	岩倉市生涯学習センター 研修室２
出席者	大藪委員長、伊藤委員、石黒委員、長崎委員、犬飼（直）委員、 関戸委員、久木委員、浜田委員、井上委員、犬飼（賢）委員、安江委員、 山中委員、坂野委員 （欠席委員：稲垣委員、小倉委員、夏目委員）
会議の議題	(1) パブリックコメントの結果報告について (2) 岩倉市障がい者計画（第６期）について (3) 岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期） について (4) 計画の推進について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☒ 会議の委員長の確認を得ている ☐ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（書面収集した意見書をまとめている）
会議に提出された資料の名称	（資料１）岩倉市障害者計画推進委員会委員名簿 （資料２）「岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）」（案）に対する愛知県からの意見について （資料３）「岩倉市障がい者計画（第６期）（案）・障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）（案）」に対するご意見と市の考え方（実施結果） （資料４）岩倉市障がい者計画（第６期）（案） （資料５）岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）（案）
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	０人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 あいさつ

委員長：本日は第3回の推進委員会ということで、お集まりいただきありがとうございます。
今回で計画の策定ということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
障がい者計画については6年、障がい福祉計画・障がい児福祉計画については3年の計画となりますので、ぜひ内容の検討、推進の部分について、策定だけではなく、どのように推進していくかという所も含めて検討できればと思っておりますので、よろしくお願いします。

2 議題

(1) パブリックコメントの結果報告について

事務局：（資料1に基づき説明）

委員長：主に資料1により、パブリックコメントに寄せていただいた内容と、それに対する回答にあたる市の考え方に関する説明があった。質問、意見等あれば、お願いしたい。

委員：岩倉市内にあるガードレールについてだが、ガードレールの内側が非常に歩行しにくく、内側を歩いている人が殆どいない状況である。家の近くの幼稚園では側溝の蓋に足が取られるため、先生がとても気を付けて歩いている。私も視覚障がいだが、内側の真ん中に電柱が立っていて歩きづらいため、ガードレールの内側を歩いたことがなく、外側を白杖伝いに歩いている。一般の人が利用しやすいガードレールなら良いのだが、単に道路を狭くしているような気がしている。歩行者をガードできておらず、何のためになっているのか。パブリックコメントの中には出ていないが、追加で考えていただきたい。

委員長：担当の部署は違うかもしれないが、ガードレールの整備について知っていれば教えていただきたい。

事務局：今の意見としては新柳通線の歩道に限ったわけではなく、市道全般的にという事で把握させていただく。基準などはわからないが、このような意見が障害者計画推進委員会であったということは、担当課の方に伝えさせていただく。

委員長：ガードレールの問題については障がいの有無に関わらず、この計画の中にもある「人に優しいまちづくり」に繋がると思われる。この計画に限らずぜひ意見を反映させていただきたい。他にはよかったか。無ければ回答にあたる市の考え方の部分において、この内容で公開をするということによいか。

（異議なしの声）

異議がないということで、この内容でホームページ上の本文の方に掲載していただきたい。

(2) 岩倉市障がい者計画（第6期）について

事務局：（資料４に基づき説明）

委員長：障がい者計画の最終案の事務局の説明について、資料を見ていただき、質問、意見等あればお願いしたい。

委員：６８ページの（３）健やかに生きるの部分の下から５行目について、「障がいのある人が、在宅医療を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供できるよう」と書いてあるが、主語が「障がいのある人」なので、「提供を受けられる」という表現の方がいいと思うがどうか。

事務局：確かに「障がいのある人が」という始まりになっているので、「医療サービスを受けられるような」という表現に変えさせていただきたい。

委員：７８ページの（３）相談の充実の部分の文章の中で、下から４行目の「障がい者で３４．６％と最も高く、障がい児で４８．７％」とあるが、その後の文章が欠落していると思われるがどうか。

事務局：おそらく消えている可能性があるので、修正させていただく。

委員：７６ページの「具体的な取組」の表の「地域生活への移行支援の充実」の部分で「自活能力を向上させる地域生活体験事業の実施する等」とあるが、文章的に「事業を実施する等」あるいは「事業の実施」というように「する」を取ってもいいのではないか。

事務局：「自活能力を向上させる地域生活体験事業の実施」という形にさせていただく。。

（３）岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）について

事務局：（資料５に基づき説明）

委員長：事務局の説明について、意見、質問等をお願いしたい。

（特になし）

委員長：それでは、全部で３つの計画についてここで承認となるが、質問、確認等をお願いしたい。

委員：障がい福祉計画と障がい児福祉計画の資料で、５７ページの（７）は非常に重要な内容である。そのような意味でこの計画の推進体制の中で（２）や（３）に入るような項目だと思う。（７）と（１）が内容的に重なっている部分もあるので、（２）に入れてもいいのではないか。

委員長：障がい福祉計画・障がい者福祉計画の５７ページの２の（１）が「市民と行政の協働による推進」とあり、当事者団体、医師会、歯科医師会、社会福協会、民生委員児童委員協議会等と入っているが、（１）の見出しが「市民と」となっており、（７）が関係機関についての記載で、医療機関や教育機関という事なので、（１）は市民との共同という所に重点を置いて、（７）の関係機関の所に（１）の下３行くらいを持ってくると指摘に対する答えにもなるし、重複も減るのでないかと思うがいかがか。（１）の方は市民との協働という所に力を入れていただき、（７）の方は関係機関に関する記述とするとして、順番を前の方にとすると市民とも協働し関係機関とも連携するという事が並んでいいのでは

ないか。皆さんいかがか。

事務局：そのようにさせていただく。

委員：総括的には共生社会の実現というような内容が、表現にはないが、趣旨としては含まれていると思われるので、なるべく前の方がいいと思う。

委員長：他にはいかがか。

委員：20ページの42月、78月というのはこれで正解なのか。

事務局：これで正解である。

委員：48ページの訪問入浴サービス事業の所で「入浴サービスを行くます」となっている。

事務局：修正させていただく。

委員：最後の59ページで「岩倉市地域自立支援協議」と「会」が抜けている。

事務局：修正させていただく。

委員長：最終的に事務局で精査していただき、誤字の方は特に精査していただきたい。

修正はあるが、大きな内容としてはこちらの計画で委員会で検討して取りまとめたと思うがよろしいか。

それでは、最終的な修正については事務局にお願いし、こちらの計画で進めていきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

(4) 計画の推進について

事務局：(計画の推進について説明)

委員長：計画の最後にも計画の進捗管理が記載されている。岩倉市障がい者計画推進委員会も進捗管理として評価を行うとなっている。評価の時期の説明があった。年度終わりではなく、6年度に入ってから計画の実施状況について評価をするというタイミングで行いたいということであるが、委員の皆様、ご意見等いかがか。数字等が確定した後になるので、より確実な評価ができると思う。

よろしかったか。それでは、これから計画が進捗していくということになる。この計画の実施に向けて委員の皆様からご意見、お考えいただきたい。

委員：学校という事で言わせていただくと、本当に医療的ケア児が増えているため、医療的ケア児に対する支援などを重視していただきたいと思う。

委員長：教育機関との連携も指摘されているので、よろしくお願いしたい。

委員：計画の後のフォローをしっかりやっていけば、もっといいと思う。

委員：今回能登半島で地震があって、自分の身をどんな形で対処できるのか視覚障がい者の人たちと話したが、皆さん避難所に行く事ができないとのことであった。この計画の中では福祉避難所という言葉が聞こえてこないため、今後どのような形で市としては取り組んでいかれるのかお聞きしたい。我々は介助が必要で、介助が必要な人たちは一般の避難所には行くことができない。福祉避難所であれば行く事ができるが、今回の地震では予定していた数の4割しか福祉避難所を開設できなかったと聞いている。では行けな

かった人はどうしたのかというと、皆さん自宅避難で、自宅避難の場合は公的支援、例えば食事や毛布や一切支援がなかったという経過を聞いている。岩倉市の場合は液状化になる所が結構あるため水害ではなく地震の方が怖いと思う。そのような事を考えると福祉避難所について今後どのように取り組んでいくのか気になっている。今回のこの計画の中で具体的なものは出ていないが、今後どのように取り扱っていくのかなと思う。高齢者の場合は一期一会やようてい会などと契約を結んでいると聞いている。障がい者のための福祉避難所というとのりの里が開所しているが、障がい者の方が行って避難できるかという、受け入れはできないと思う。そういう状況の中で福祉避難所をどのような形で今後進めていくのか、非常に差し迫った問題であるが、この時しか考える機会がないので、ぜひ今後の取組みの方向を教えてください。

委員長：障がい者福祉計画の95ページには福祉避難所の整備という項目がある。こちらの内容について事務局の方から何か予定されていることがあれば教えてください。

事務局：岩倉市の方では一期一会福祉会の施設といわくら福祉会の施設を福祉避難所として使わせていただいている。現状としてはそれにプラスの福祉避難所という所は進んでいないと聞いている。確かに今回の大きな地震については課題と考えている。また防災担当課と連携しながら避難弱者という方への支援に繋がるような取り組みに繋げていきたいと考えている。

委員長：それでは、この計画推進の中の1つとして取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたい。

委員：このように膨大な資料を作っていただき、市の職員に感謝したい。私は障がい者の関係で県の理事もやらせていただいたが、課長さんが説明に来る度に文句ばかり言う1人であるが、実際にこのようにしっかり作ってくださる市の職員に対しては心から敬意を表したいと思う。障がい者計画の74ページの交流の促進という所で障害者連絡協議会の活動支援や当事者団体への参加促進などがあり、計画としてはいいが、障がい者そのものがこのような事をやっているという事を全く知らないと思う。我々は障がい者として生まれた時から隔離されたようなものであったが、今は情報の公開もあり、このように皆さんとお話できるようになった。そういう時代を生きてきた1人として言いたいことは計画は非常に重要な事でいいのだが、実際にこれがどこまで叶うのかというのが課題だと思う。計画を作るが現実にはこの何分の1しか実施できていないと思う。したがって、資料は大事であるが実際にやれることをまず1つずつ毎年目標を作ってやっていただきたい。障害者連絡協議会の会長を38年やっているが、交流をしようとしても当事者が出てこない。障害者手帳は持っているが協会には入りたくないと言われる。障がい者団体に加入することが1番大事で県の方でも呼びかけているが、人は減る一方である。身体障がい者の団体では、近隣の市町村では江南市も解散している。小牧市も春日井市も身体障がい者の組織から脱会してしまって、西尾張身障協会に入っているのは西尾張で岩倉市と大口町と扶桑町と一宮市だけ。一生懸命やったださっている福祉課の

人には心から敬意を表したいが、このように立派な計画を作っても、それについてくる人がいないので、まず手帳を作ったら必ずこういう団体に入るようにアドバイスをしていただきたい。

委員長：貴重な情報をいただき有難く思う。計画の74ページで当事者団体の見える化促進というがあるので、そちらの方で知ってもらうという所が加入の前提ではないかと思う。

委員：計画としてはとても綿密に立てられていいと思う。素朴な疑問だが、就労継続支援のA型とB型の違いについて教えていただきたい。

事務局：就労継続支援A型とB型についてはどちらも就労系の福祉サービスになり、どちらも仕事をするということに違いはない。大きな違いとして就労継続支援A型については最低賃金が保証されて労働契約を結んだ形でサービス提供を受けても働くという形になるので、より一般就労に近い形態になる。就労継続支援B型については最低賃金の保証はなく、作業を行って工賃を得るという形で比較的軽微な就労をするという形である。ステップアップとしてまずはB型から初めて、作業訓練を行い、人との触れ合いも経験し、慣れてきたら次にA型に移行するという形で利用される人もいる。以上が違いというか説明になるが他に質問があればお願いしたい。

委員長：その人に応じてサービスを選べるということである。

委員：今回の計画を見させてもらい、費用と人材の確保という点でかなり課題があるという印象を受けた。国の方から新しい施策も加えられているのでそれも反映しなければいけない。そうすると一地方自治体としては国や県からの助成制度を充実していかなければいけないと痛切に感じた所である。

委員長：計画があれば財政的にも確保しやすいと思う。施策の展開という所で検討いただきたいと思う。助成金の補助についても検討いただいていると思うのでよろしく願いたい。

委員：就労支援をする立場として、就労支援の中でどうしても生活の支援も出てくるので、私だけではできないことがたくさんある。したがって、先ほど話題にもあった関係機関との連携という所で色々相談してコミュニケーション取りながら今後も関わっていきたいと思う。

委員長：障がいのある人の就労については、企業側の意識の改革も必要であり、従業員1人1人の理解も大事である。それについては地域共生社会の理念でみんなが理解するという所が前提だと思うので、ぜひ市民を巻き込んだ計画の推進が必要だと思う。

委員：1番気になっているのは、障がいのある人の高齢化とその親御さんが高齢になっているという現実があるので、グループホームの充実とショートステイの充実について、また、先程委員がおっしゃった福祉避難所についても気になっている。いわくら福祉会を福祉避難所として提供しているが、今利用者が70名以上いらっちゃって、その人達が被災された場合に来るだろうし、その人の親御さんやご家族も一緒に来ないと日々の事

もできないと思う。更に市内の障がい者となるといわくら福祉会だけではなかなか難しいのではないかと。今回の能登半島地震で現実問題になってきた。やはり学校に避難される人が多いので、学校の施設の充実など市全体で考えていかないといけない。市内の障がいのある人、いわくら福祉会は知的と身体の人がメインになるが、私の知り合いには聴覚障がいや視覚障がいの人もいるので、みんなで力を合わせていかないと難しいのではないかと考えている。計画の推進に向けて頑張っていきたい。

委員長：防災の関係は障がいのある人への支援も含めて地域全体でどこにどういう支援が必要ながいるのかという所を把握するところからだと思う。やはり分野を超えた対策が必要である。

委員：前回の委員会で市のバスをいずれはリフト車にしていだきたいという意見を出した。会員の中には昇り降りが大変な方もいるので、バスに手すりを付けていだきたいというのが始まりである。令和4、5年に出来上がった車椅子がリクライニングは少しできるがフラットにならず、車椅子を小さく畳むこともできないというので、この先車椅子をバスの下に畳んで入れることができるのだろうかと思っている。車椅子が乗らないと外出に行く事もできないと思うが、活動の参加人数を増やすことも難しい状況なのでその辺についてお聞きしたい。父母の会ではコロナ前から市のバスと福祉観光バスのリフトのついたものを交互に借りていたが、最近では福祉観光バスを利用することは父母の会の会計残高を見ると厳しくなってきたため、市のバスをぜひリフト車にしていだきたいというのが会員の願いである。現在では行きたくても遠慮して福祉車両をより重度の方に譲り合っているような感じがしている。もちろんバスがリフト車になっても福祉車両は必要である。なぜなら、1人1人の車椅子の長さが違い、重度になるとバス移乗ができない方もいるからである。障がい者団体の行事のためでもあるが、この先の高齢の方の外出などにも役立つと思われるので、ぜひ今後の市を見据えた見解をいだきたい。

委員長：今後の見解という所で何かあるか。

事務局：担当課にはこのような意見があったと話をさせていただく。元々中型バスが市の行事のために利用するというものなので、特化したような形での運用は難しいと思われるが、やはりバリアフリー化という所もあるので、そのような意見があったと伝えさせていただく。

委員長：個別の利用については事務局と検討していきたい。状況は変わってくると思うので、継続的にやり取りをしていきたい。

委員：計画の中で社協によるボランティアの養成や介護士の養成とあるが、今回伴に出席している方は行動ヘルパーというガイドさんであるが、国家資格が必要である。この地域では7人程度しかいない。また、視覚障がい者のための歩行訓練を行う歩行訓練士という人がみえるが、愛知県で7人程度しかいない。その方達が高齢化に伴っていなくなってしまう。そのようなことを考えると例えば3日くらいの講習で資格が取れる制度もあ

るので、そのような養成の補助や、協力だけでなく助成をするなどの形をとっていただくと、行動ヘルパーさんや歩行訓練士さんにしても今後増えていくのではないかと思います。障がい者、特に視覚障がい者はこれから増えてくると思われる。スマホの関係で今0.1くらいの視力の小中学生が増えていて、その子どもたちが成人になると視力障がいになってしまうと聞いている。今から止めるわけにはいけないので、ボランティアではなく、国の資格を持った人たちの支援を受けないと中途半端になってしまうので、その辺りの支援も市として何とかしないといけないというのが現実である。もし検討する余地があればお願いしたい。社協さんがやっている音訳ボランティアなどは講習会をやっているが、資格を要するものに関しては援助ではなく助成的なものがあれば、資格を持つ人たちが増えるのではないかと思います。例えばホームヘルパーであれば講習を受ければできるが、ホームヘルパーではなく特殊な支援を要する資格の保有者の養成にも今後努めていかないと大変だと思う。また、先ほど言ったように福祉避難所の関係でいうと、福祉避難所には介助支援の人がついてきている。資格を持つ人が1人いればその人の指示で介助してくれる人たちが動いてくれると聞いているので、介護支援をする介護士の方たちの養成も今後必要になってくると思う。計画では社協による養成という形になっているが、もう少し具体的に前へ取り組んでいただきたいと思います。

委員長：専門的なケアができる人材の育成も検討いただきたい。

委員：非常にこれだけの計画を仕上げたというのは事務局の皆さんも立派だと思う。私も色んな立場で色んな計画に携わってきて、県だと対象者が多いので計画が立てやすいが、市町村になると対象者が少ないので、市の段階でこれだけのものを作っていただいたのは素晴らしいと思う。私も身体障がい者の1級になり、障がい者が自分の外にある感覚だったのが、最近は自分が障がい者であるという感覚が出てきた。それで今言われたように障がい者に対する避難の仕方も色々あり、県の関係部署で災害弱者に対する対策を初めて作ったと聞いている。そのように障がい者に対する対応というのは色んな面で充実してきていると思う。今は名称が変わっているが、愛知県心身障害者コロニーの副所長ということで、色んな重度心身障がい児や知的障がい者に対応してきたが、支援学校の中でも色んな問題がある。発達障害者支援センターを作ろうと県も一生懸命やっているし、市町村の色んな形でこのような計画を作りながら障がい者の皆さんに対して、誰もが安心して暮らせるまちづくりということで尽力されているので、今回この計画が完成されていくわけだが、岩倉市の障がい者の人達が暮らしやすい計画になっていけばいいと思う。皆さんのご健闘を祈りたいと思う。

委員長：計画の推進に向けて委員の皆様からご意見をいただいた。有難く思う。

それでは、この3つの計画で進めていただければと思う。最終的な調整については事務局をお願いしたいと思う。

委員長：それではその他として事務局から連絡事項等あればお願いしたい。

事務局：本日は忌憚のない意見をいただき感謝する。それぞれの立場からの課題を出していただき、改めて考えていかなければいけないと思い知らされたところである。まずはやっていることを必要とされる方に繋げる情報発信をやっていきたいと思う。計画案については新たにいただいたご意見、修正箇所も踏まえて事務局の方で確認しながら最終的なものを作っていきたいと思う。修正については事務局と委員長と相談をしながらということで一任いただきたいと思う。計画については最終的に策定できたら、皆様の所にもお届けさせていただくので、よろしくお願いしたい。

委員長：地域全体の取組がこの計画だとすると1人1人の支援は日常の生活の中にあると思う。そのような触れ合いがきっかけになればと思う。ぜひその際にはよろしくお願いしたい。これを持って進行を事務局にお返ししたい。

事務局：それでは本日の委員会についてはこれで終了とする。

（午後2時45分終了）